

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、2024テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

下記、民法Ⅳ第6編第2章の訂正箇所の講義動画の差替えも完了しております。

【民法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
200	b 図の下 1 行目	(BCD)	(CDE)
	点線枠 2 行目	(BCDF)	(CDEF)
380	表の下 (注3)	書面がない場合に無効となるのは <u>特約</u> であって、契約全体ではない。	電磁的記録（電子契約システム等）による特約もOK（令和4年5月18日施行） 書面or電磁的記録がない場合に無効となるのは <u>特約</u> であって、契約全体ではない。
384	(2) ① a 3 行目 に追加	電磁的記録（電子契約システム等）による契約もOK（令和4年5月18日施行）	
	(2) ② a 4 行目 に追加	借借人の承諾があれば、 <u>電磁的方法</u> （電子メール等）による提供もOK（令和4年5月18日施行） 説明は対面、オンラインいずれでもOK これと併せて上記①aの電磁的記録を使用することで、事前説明書面の交付、説明から契約までをオンラインで完結することができることになった。	
387	表5段目 左欄	①公正証書等の書面or電磁的記録 ②書面の <u>交付+説明</u> 借借人の承諾があれば、書面交付に代えて電磁的方法での提供もOK	
387	点線枠② 2 行目	⇒登記を申請する際は、この特約も登記事項隣り、当該書面が添付書面となる。	⇒登記を申請する際は、この特約も登記事項となり、当該書面が添付書面となる 電磁的記録（電子契約システム等）による特約もOK（令和4年5月18日施行）

【民法Ⅴ】

頁数	場所	誤	正
74	(1) ② ※ 1	令和2年改正前（養子6歳未満）、実親子関係に近づけるため、養子となる者と20歳以上の年齢差を設けた。この点につき改正なし。	令和2年改正前（養子6歳未満）は、実親子関係に近づけるため、養子となる者と20歳以上の年齢差を設けていた。この養親年齢につき改正なし。養親子が親子としての関係を構築することができるか否かは、年齢差要件という形式面よりも、養親となる者の健康状態、精神的成熟度、養子となる者との関係等、個別の事情によるところが大きいと考えられた。
	(1) ② ※ 1	柔軟性を持たせて、縁組の機会を増やしている。	柔軟性を持たせて、縁組の機会を増やしている。夫婦の一方が養親とならない場合（817の3Ⅱ）は、この要件は適用されない。